

平成 26 年度第 2 回府中市国民健康保険運営協議会

日時 平成 26 年 10 月 14 日 (火) 午後 1 時 30 分から

場所 西庁舎 3 階 第 3 委員会室

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 出産育児一時金支給金額改正に係る府中市国民健康保険条例及び府中市国民健康保険条例施行規則の一部改正について (資料 1、1-1)

第 3 国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の見直しについて (資料 2)

第 4 その他

出産育児一時金支給金額改定に係る府中市国民健康保険条例
及び府中市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

1 背景（資料1－1）

平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金は、補償対象者の推計が創設時より減少したことや剩余金が平成27年度以降に充当されることから、その額を3万円から1万6千円に見直すこととされ、また平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額については42万円を維持する方針が決定されました。

この決定により健康保険法施行令第36条の規定が見直されることに伴い、府中市国民健康保険条例（以下「条例」という。）及び府中市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより支給している出産育児一時金の額について、所要の改正を行います。

2 改正の概要

現行は、総額42万円または海外での出産及び産科医療補償制度未加入医院での出産などは39万円を支給しています。

改正後は、総額42万円または40万4千円を支給します。

3 条文の改正内容

新旧対象表（資料1－2）のとおり

4 施行期日

平成27年1月1日以降の出産から適用します。

現行：総額42万円

改正後：総額42万円

